

た なか きよ ひさ  
田 中 清 久

学位の種類 博士（法学）  
学位記番号 博第69号  
学位授与年月日 平成19年3月27日  
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当  
研究科・専攻 東北大学大学院法学研究科（博士後期3年の課程）  
トランスナショナル法政策専攻  
学位論文題目 国際組織の加盟国の責任の法理に関する一考察  
—現状におけるその体系と意義—  
論文審査委員 （主査）  
教授 植木 俊哉 助教授 西谷 祐子

## 論文内容の要旨

本論文は、現代の国際社会において国家と並ぶ重要な国際法上の行為主体と位置づけられる国際組織に関して、国際組織自身の法的責任とは区別される加盟国の法的責任（以下、「加盟国責任」）に関する国際法規範の現状の分析と法構造の究明を試みたものである。

論文の第1章では、本論文の考察対象である国際組織の加盟国責任に関する実定法の状況及びその理論的意義が検討される。そこでは、実定法現象としての加盟国責任が、その構成という観点から次の2つに大別されることがまず指摘される。その第1は、ある国際組織の行為が当該組織自身に帰属する国際違法行為を構成する場合に、その違法行為から発生する国際責任を加盟国が負担するという場合であり、第2は、ある国際組織自身の国際違法行為が前提とされずに当該組織の権限行使に関連する違法行為に対して当該組織の加盟国が責任を負うという場合である。この2つの場合における加盟国責任の問題は、国際組織の法人格の本質に関わる重要な法的意義を有する問題として位置づけることができる。

第2章では、上記2つの問題のうちの前者が取り上げられ、検討が加えられている。前述の第1のタイプの加盟国責任の問題に関しては、アラブ工業化機構（AOI）事件と国際すず理事会（ITC）事件に関する一連の判決が先例として重要な意味を有するが、本章では、これら2つの事件に関する判決の詳細な分析及び学説の検討等を通じて、第1の意味における加盟国責任の認定に関する方法論が、国際慣習法規則の導出によるアプローチ、「諸国の共通原則」によるアプローチ、「法の一般原則」によるアプローチ、「法人格」概

念によるアプローチ、国際組織の内部関係に着目したアプローチ等として整理され、詳細な分析が行われている。本章の結論として、第1の意味における加盟国責任に関する一般国際法規範はいまだ明確に確立しておらず、具体的には、国際組織自身と加盟国との「競合的責任」が排除されるという点を除いて、加盟国責任に関しては抽象性の高い「法の一般原則」に依拠せざるを得ない状況にあることが指摘されている。

次の第3章では、加盟国が国際組織の決定又は規則等を履行する場合の当該国際組織自身の責任の成立可能性について分析がなされている。その検討の具体的素材としては、EC委員会の見解等も取り上げられているが、ここでの主たる分析対象とされているものは、国連国際法委員会（ILC）で現在起草作業が行われている「国際組織の責任」に関する暫定草案の条文案及びそのコメンタリー、さらにこのテーマに関する特別報告者 Gaja の報告書等である。そこでは、「国際義務の違反」と「行為の帰属」という国際組織の国際責任が帰属するための伝統的な2つの要件論を離れて、「責任の帰属」（attribution of responsibility）という国際組織の責任に固有の新たな概念を用いて、加盟国が国際組織の決定又は規則等を履行する場合における国際組織自身の責任の成立可能性が検討されている。その結果、国際組織が国際義務を負う場合で、かつ当該組織の決定又は規則等を履行するための加盟国の行為が当該国際義務の違反を具体的に構成する場合には、当該国際組織自身の責任が、「責任の帰属」という国際組織の責任に特有の新たな概念によって、あるいは「行為の帰属」という従来の国際責任の要件論を通じて、さらには「加盟国の履行行為に関連した国際責任」という別個の法的枠組によって、それぞれ成立することが指摘されている。

次の第4章では、第1章で分類された2つの加盟国責任のうちの後者の場合、すなわち国際組織自身の国際違法行為又は国際責任が前提とされず、しかし国際組織の権限行使が当該権限に関連して加盟国が負っている国際義務の違反を構成する場合の加盟国責任の問題についての検討が行われている。そこでは、この場合における加盟国責任の問題は、加盟国から国際組織に対する「権限の付与」と密接に関連したものであることが指摘される。このような国際組織への権限付与との関連における加盟国責任の問題は、国際人権条約における加盟国責任として、主に欧州人権委員会の見解及び欧州人権裁判所の判例等を基礎として形成され、議論が展開されてきた。本章では、欧州人権裁判所等における加盟国責任に関連する多くの重要な判決を具体的に取り上げ、その詳細な検討を通して、加盟国責任の問題に関する具体的なアプローチを以下の4つ、すなわち、第1に国際組織の意思決定への加盟国の参加及び関与（意思決定過程におけるコントロール）に着目するアプローチ、第2に国際組織の決定又は規則等を履行する加盟国の行為に着目するアプローチ、第3に「同等の保護」の提供義務に基づくアプローチ、第4に加盟国の確保・保障義務に基づくアプローチ、にまとめている。そして、以上のような加盟国責任に関する諸アプローチは、国際人権条約という特殊な場合にのみ妥当するものではなく、それ以外の加盟国責任に関しても一般的に妥当するものであることが示唆されている。

最後に第5章では、以上で検討された加盟国責任の法理の理論上の意義について、「国際組織のアカウントビリティー」と国際組織の文脈における「コンスティテューショナリズム」という2つの理論的枠組に照らして考察が加えられている。そして、本論文で考察された加盟国責任の法理は、国際組織のアカウントビリティーを確保するための手段として有効であると同時に、国際組織の文脈におけるコンスティテューショナリズムを実現・達成するという観点からも重要であるということが指摘されている。

## 論文審査結果の要旨

本論文は、国際組織の加盟国が当該組織の活動との関係で負うべき国際法上の「加盟国責任」に関する法的諸問題について、詳細な分析を行ったものである。国際法学の学問体系全体の中でも、国際責任法の分野は、国家を責任主体とするいわゆる「国家責任」論という形で、従来から多くの国家実行等を前提として理論構築が試みられてきた長い歴史と伝統を有する分野である。その中で、国家以外の国際法主体として国際社会に登場した国際組織に対して国際法上の責任法理をいかに適用すべきかという問題については、第2次世界大戦後、我が国の学界においても、あるいは世界的な研究動向としても、一定の学問的な問題関心が抱かれ、これまでに相当の研究業績が蓄積されてきた。しかし、従来の国際組織に関する国際責任法理の研究は、主として国際組織自身の責任主体性や責任の成立要件等を対象とするものであり、国際組織の構成員たる加盟国の国際責任の問題に関しては、必ずしも十分な研究が展開されてきたとはいえない状況にある。本論文は、国際法上の国家責任の問題と国際組織の国際責任の問題のいわば「接点」にあたり、この両者を「架橋」するために理論的に極めて重要な位置にある国際組織の加盟国の国際責任の問題について、これを正面から取り上げて検討した初めての本格的な研究であるといえ、我が国の学界においても、あるいは世界的な研究動向の中においても、極めて重要な学問的価値を有するものである。本論文の分析は詳細かつ緻密であり、ILCの国際組織の責任に関する条文草案に関する検討や、欧州人権裁判所の関連する判例の分析等は、我が国で最も先駆的な研究として高く評価できる。また、本論文における分析は、実証的に非常に精緻なものであると同時に、その実証的分析で得られた成果を常に一般国際法の規範構造と理論枠組に立ち返って再検討するという理論的問題関心に基づく考察が行われており、この実証と理論のフィードバックによる探究の方法論は、見事な成功を収めているものと評価することができる。

他方で、本論文にも問題点が皆無であるというわけではない。例えば、ECや欧州人権裁判所における事例や判例の分析がいかにして一般国際法の責任理論構築の法的素材として有効でありうるのかといった点の理論的な説明は、若干物足りなく感じられるし、また第5章で国際組織のアカウントビリティーとコンスティテューショナリズムという2つ

の概念を最後の結論部分の引証基準として援用したことの妥当性等についても、検討の余地がないわけではない。しかし、これらの問題自身は、筆者自身によっても十分に自覚されており、本論文全体が有する極めて高い学問的価値を損なうものとはいえ、本論文がこの分野における我が国での先駆的かつ画期的な研究業績であり、同時に筆者の国際法に関する優れた研究能力を遺憾なく発揮したものであることは全く疑い得ないところである。

以上により、本論文は、博士（法学）の学位を授与される水準に十分達しているものと認められる。